



労災ニュース 7号

第5回労災裁判が行われました！

7月31日(金)、第5回労災裁判が行われました。裁判も5回目になり、夏休みも始まっている中、今回も聴覚障害者5名を含む29名の方々が東京地方裁判所に駆けつけました。

§ § 裁判内容 § §

これまでは、書面の確認のみで、ほんの数分で終了していた裁判ですが、今回は裁判長から原告の主張に関する質問が出されました。次回の反論書にその質問の回答を含める事を確認し、次回の裁判期日を決定して終了となりました。



§ § 報告会 § §



裁判終了後、弁護士会館の5階へ移動し、報告会が開かれました。支援する会の河合会長の挨拶の後、内山さん本人から傍聴者に対してお礼が述べられ、埼玉県だけでなく、他県からも傍聴にきてくださり、裁判が全国に広がっている事を感じている」との言葉がありました。引き続き、田門弁護士から、今回の裁判の内容について説明がありました。国は、登録通訳者は通訳依頼を受ける、

受けない(諾否)の自由がある。通訳を受けるという事は、自己責任であると言っている。しかし、依頼があれば、断れないのが現状であり、今後の裁判で、その現状を説明していきたいとお話がありました。

また、斉藤ケースワーカーは、「国は通訳者の実態が分かっていない」と国の反論の矛盾点やアスベスト裁判の例をあげ、分かり易く説明していただきました。

今回は、神奈川県手話通訳問題研究会の会員からも傍聴に来ていただき、また、毎回傍

聴されている方から、熱心な質問や心強い感想をいただき、報告会を終了しました。少しずつではありますが、確実に裁判が進展している事を感じた第5回目の裁判でした。

まだまだ先は長いですが、これからも力強いご支援をお願いいたします。



現在の募金額

785,927円

(8/13現在)

次回は9月25日(金)

午後2時30分～

(集合は午後2時15分)

集合場所：

東京地方裁判所12階

労働部第1審問室」前の廊下

遅れての入室は出来ません。

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局
内 T/F 048-653-7324